

行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知
- 令和 4年 10月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標2：令和9年 3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 5年 4月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知